

令和元年度 松浪地区まちぢから協議会 第4回 運営委員会 次第

日時 令和元年8月21日(水) 9:30～

場所 松浪コミュニティセンター ホール1・2

1 開会(植松会長)

2 議事

(1) 松浪コミセン開館5周年記念式典及びコミセンまつりについて

(2) 松浪コミセン職員採用・退職について

(3) 市民集会について

(4) その他

3 防災対策部会からの進捗報告

4 自治会長部会からの進捗報告

5 市民安全部会からの進捗報告

6 自治会館の管理運営について

7 松浪コミュニティセンター・子どもの家「なみっこ」の管理運営について

8 松浪コミカフェ管理運営について

9 松浪まちぢから協議会HPの現状報告

10 会計からの報告

100分

11 各団体からの報告・共有

(1) 松浪地区社会福祉協議会

(2) 松浪地区民生委員児童委員協議会

(3) 松浪地区老人クラブ連合会

- (4) 松浪地区地域包括支援センターさざなみ
- (5) 松浪地区体育振興会
- (6) 松浪地区スポーツ少年団
- (7) 汐見台小学校区青少年育成推進協議会
- (8) 緑が浜小学校区青少年育成推進協議会
- (9) 松浪小学校区青少年育成推進協議会
- (10) 汐見台小学校PTA
- (11) 緑が浜小学校PGT
- (12) 松浪小学校PTA
- (13) 松浪中学校PTA
- ~~(14) 松浪学区子ども会連合会~~
- (15) 食生活改善推進団体
- ~~(16) 環境指導員~~
- (17) 浜竹一丁目自治会
- (18) 浜竹二丁目自治会
- (19) 浜竹三丁目自治会
- (20) 浜竹四丁目自治会
- (21) 松浪一丁目自治会
- (22) 松浪二丁目自治会
- (23) 富士見町自治会
- (24) LG 富士見町自治会

(25) 常盤町自治会

(26) 緑が浜自治会

(27) 汐見台自治会

(28) 出口町自治会

(29) ひばりが丘自治会

(30) 美住町自治会

(31) 公募委員

20分

1 2 まちぢから協議会連絡会  
行政からの依頼事項等について  
別紙のとおり

1 3 スケジュールについて  
総会資料事業計画等資料を参照

1 4 閉会

盆踊り大会・模擬店反省会：令和元年8月31日（土）18：00～

次回運営委員会：令和元年9月18日（水）

# 令和元年度 松浪地区市民集会次第（案）

日 時 令和元年9月14日（土）

13時30分より

場 所 松浪コミュニティセンター

司 会 末松 一豊

1 開会の挨拶 松浪地区まちぢから協議会会長 植松 伸擴

2 茅ヶ崎市長のあいさつ 茅ヶ崎市長 佐藤 光

13:30～

3 行政出席者紹介

13:50

4 市からの情報提供

5 議題

1 防災関係について

・●●について

2 環境問題について

・●●について

3 都市政策について

・●●について

4 道路行政について

・●●について

5 公園整備について

・●●について

6 当日質問について

13:50～

15:50

6 まとめ 茅ヶ崎市長 佐藤 光

15:50～

7 閉会のあいさつ 松浪地区まちぢから協議会副会長 前田 積

16:00

令和元年度 松浪地区市民集会 担当課一覧

No.	質問事項	新規・継続	自治会等	質問者	担当課	備考
1	感震ブレーカー設置後の対応	新規	浜竹一丁目	植松	防災対策課	
					都市政策課	
2	自治会加入率の低下への対応策	新規	浜竹一丁目	中井	市民自治推進課	
3	運転免許証自主返納への行政支援	新規	浜竹一丁目	中井	安全対策課	
					高齢福祉介護課	
					都市政策課	
4	避難行動要支援システム	新規	浜竹四丁目	末松	防災対策課	
					障害福祉課	
					高齢福祉介護課	
5	避難行動要支援者同意確認書	新規	浜竹四丁目	末松	防災対策課	
					障害福祉課	
					高齢福祉介護課	
6	道路整備プログラム（茅ヶ崎辻堂線）の進捗状況	新規	浜竹四丁目	末松	都市計画課	
					道路建設課	
7	私道の公道への転用要望	新規	浜竹四丁目	末松	建築指導課	
					建設総務課	
8	旧兵金山公園の代替公園確保	継続	浜竹四丁目	末松	公園緑地課	
9	カーブミラーの新設	新規	浜竹四丁目	瀬野	道路管理課	
10	空家対策	新規	浜竹四丁目	瀬野	環境保全課	
					都市政策課	
					建築指導課	
11	鉄板道が滑りやすい	新規	松浪一丁目	—	下水道河川管理課	
12	ブロック塀対策の進捗	継続	松浪二丁目	長谷川	建築指導課	
13	旧小和田消防署跡地の活用	継続	松浪二丁目	長谷川	企画経営課	
					施設再編整備課	
					消防総務課	
14	ゴミ設置場所の是正	新規	松浪二丁目	平林	環境事業センター	
15	緑が浜県道沿いバス停設置要望	新規	緑が浜	西躰	都市政策課	
16	ゴミ問題	新規	出口町	荒牧	環境事業センター	
17	在宅被災者	新規	出口町	荒牧	防災対策課	
18	浜須賀中学校の校舎改修	新規	出口町 ひばりが丘 美住町	荒牧 渡邊 朝岡	教育施設課	
19	ホストタウンについて	新規	美住町	水島	男女共同参画課	
20	市主催の住民との協働による防災訓練	新規	美住町	水島	防災対策課	
21	児童クラブについて	新規	美住町	水島	保育課	
22	避難行動要支援者制度と福祉避難所	新規	美住町	大内	防災対策課	
					障害福祉課	
					高齢福祉介護課	
23	防災と茅ヶ崎ゴルフ場	新規	美住町	大内	企画経営課	
					防災対策課	
24	柳島スポーツ公園PFI事業のVFM	継続	美住町	大内	スポーツ推進課	

令和元年度 松浪地区市民集会 質問分類

質問No.	質問事項	自治会等	担当課	備考
<b>1. 防災対策関連</b>				
1	1	感震ブレーカー設置後の対応	浜竹一丁目	防災対策課 都市政策課
2	4	避難行動要支援システム	浜竹四丁目	防災対策課 障害福祉課 高齢福祉介護課
3	5	避難行動要支援者同意確認書	浜竹四丁目	防災対策課 障害福祉課 高齢福祉介護課
4	17	在宅被災者	出口町	防災対策課
5	20	市主催の住民との協働による防災訓練	美住町	防災対策課
6	22	避難行動要支援者制度と福祉避難所	美住町	防災対策課 障害福祉課 高齢福祉介護課
7	23	防災と茅ヶ崎ゴルフ場	美住町	企画経営課 防災対策課
<b>2. 都市・整備関連</b>				
8	6	道路整備プログラム（茅ヶ崎辻堂線）の進捗状況	浜竹四丁目	都市計画課 道路建設課
9	7	私道の公道への転用要望	浜竹四丁目	建築指導課 建設総務課
10	10	空家対策	浜竹四丁目	環境保全課 都市政策課 建築指導課
11	13	旧小和田消防署跡地の活用	松浪二丁目	企画経営課 施設再編整備課 消防総務課
12	3	運転免許証自主返納への行政支援	浜竹一丁目	安全対策課 高齢福祉介護課 都市政策課
<b>3. 環境問題関連</b>				
13	14	ゴミ設置場所の是正	松浪二丁目	環境事業センター
14	16	ゴミ問題	出口町	環境事業センター
<b>4. 建築・道路関連</b>				
15	8	旧兵金山公園の代替公園確保	浜竹四丁目	公園緑地課
16	9	カーブミラーの新設	浜竹四丁目	道路管理課
17	11	鉄板道が滑りやすい	松浪一丁目	下水道河川管理課
18	12	ブロック塀対策の進捗	松浪二丁目	建築指導課
19	15	緑が浜県道沿いバス停設置要望	緑が浜	都市政策課
<b>5. 教育・子ども関連</b>				
20	18	浜須賀中学校の校舎改修	出口町 ひばりが丘 美住町	教育施設課
21	21	児童クラブについて	美住町	保育課
<b>6. その他</b>				
22	2	自治会加入率の低下への対応策	浜竹一丁目	市民自治推進課
23	19	ホスタウンについて	美住町	男女共同参画課
24	24	柳島スポーツ公園PFI事業のVFM	美住町	スポーツ推進課

市民相談課長 宛

〇〇課長

令和元年度松浪地区市民集会における質問事項について（回答）

## 浜竹一丁目自治会

### 1 感震ブレーカー設置後の対応について

都市政策課のご努力により市内のクラスター火災対策が進んでいる事は、当該地域に居住する者にとっては力強い限りです。自治会で感震ブレーカー取り付けをお手伝いしていただき、発災時の対応についても考えておかなければと思っています。

(1) 震度5強の地震の発生で感震ブレーカーが作動して停電になった場合には、どうしたら良いか、各自が考えておかなければならない事ではありますが、ガイドラインを決めておくのも大切と考えています。

(2) 取り付け時にはリセットの仕方は説明していますが、ブレーカーが作動したのか、別の理由で停電したのかの判断は各自に任されています。感震ブレーカーが作動した場合には自治会でハンドマイクを使って広報する事を考えておりましたが、市内に感震ブレーカーの取り付けが進んで来ている現在、まずは防災行政無線を使用して広報する事が必要ではないか、と考えますが如何でしょうか？

防災行政無線の放送内容については以前より議論があり、承認された内容でないと出す事ができないと言われていたますが、色々なケースを想定した放送内容を検討しておくことも必要であると思います。その中に感震ブレーカーの取扱いについても入れて頂きたいと思っています。

(担当：防災対策課、都市政策課)

### 2 自治会加入率の低下への対応策について

茅ヶ崎市全体の自治会加入率は、1979年(昭和54年)の98.17%から2019年(令和元年)には74.9%にまで低下をしている。

この自治会加入率の低下は、自治会の存続にまで影響を与え始めている。現実には、浜竹一丁目の自治会加入率も75%(2019年)とほぼ市全体の平均値まで低下している。

これは社会環境の変化(少子高齢化、核家族化など)が要因と云われ、1979年からこの40年間、加入率は低下を続けている。そのため、茅ヶ崎市もプロジェクトチームを立ち上

げ、自治会加入率向上に取り組んでいるが、低下に歯止めがかかっていない。

自治会加入率の低下の要因に、社会環境の変化とともに地域コミュニケーションの希薄化が進んでいることが挙げられているにもかかわらず、こて先に対応だけで根本的な問題に対して対策が取られていないのではないだろうか。

地域の担い手である自治会が果たす役割について認識されなくなっているが、自治会としても説得力のある方策が取れないでいる。

現実には、公共サービスにしても、その多くが自治会の管理、維持によってなされていることの認識が薄れている。住民としては、税金を払っているのだから当然として生活をしているが、現実には行政が 2,000 名ほどの市職員で 24 万人強の住民を面倒みることは不可能である。自治会活動は行政の下請けとして批判する人が多いが、自分たちが住む地域の担い手として、自治会がその役割を果たしていると云っていいのではないだろうか。

もっとも身近なゴミ問題についてしかり、そのほか防犯灯、道路、側溝、カーブミラーなど交通安全対策など、それに災害対策として防災訓練、防災資機材の備蓄など、自治会活動の恩恵を受けていることを住民、会員に認識してもらうため、自治会独自の努力も必要だが、行政としても加入率低下に歯止めをかけるべき対策を講じてほしい。

(担当：市民自治推進課)

### 3 運転免許証自主返納への行政支援は

社会的問題になっている高齢者の自動車事故については、ここで言及するまでもないが、免許証自主返納を促進させる行政支援についてお聞きしたい。

公共交通機関が少ない地方では、車という足がなければ生活が出来ないのと違い、茅ヶ崎市内は交通機関として JR、バス、タクシーなど代替え手段があるうえ、病院、スーパー、コンビニなどが多く近距離で利用できるため、支援体制によっては、自主返納が促進される可能性がある。

ただ、免許証自主返納を躊躇する最大の要因は、交通の便利さにある。茅ヶ崎市も「高齢者福祉」については多くの施策があり、交通手段としては「福祉タクシー券」が発行されている。しかし、免許証自主返納による特典についての行政支援なりサポートについて、具体的な施策は報告されていない。参考までに他自治体の特典をみってみる。

- ①指定タクシー会社の 10%割引
- ②公共交通機関の定額フリーパスポートの発行
- ③協賛店舗での割引（飲食店、理髪店、美容室など）
- ④メガネ、補聴器代金の補助

このうち自治体の多くが①を採用している。

このほか、茅ヶ崎市には、コミュニティバスが市内を巡回しており、

- ⑤コミュニティバス料金の割引あるいはフリーパス券の発行
- ⑥交通手段の代替えとして「電動自転車」の購入補助



⑦大型スーパー、ホームセンターなどとの協賛で、大型商品なり大量購入の宅配割引(宅配業者との提携による割引も)

高齢者といっても個人差があり一概には言えないが、昨今のマスコミ報道により運転に対する不安を持つ高齢者は確実に増えている。免許証自主返納を促進させる良い機会でもある。

(担当：安全対策課、高齢福祉介護課、都市政策課)

## 浜竹四丁目自治会

### 4 避難行動要支援システム導入に取り組む件について

避難行動要支援者リスト、年2回の印刷物ベースでの情報提供が開始され数年が経過しました。残念ながら、記載情報データの活用に関しては、個人情報保護の観点が強調されるが為に、文字情報を閲覧することに留まっています。

そして、市当局は災害時には電源確保の上、飽くまでも紙に印字し、重量物を現場に運搬するという設定であることに愕然としております。情報処理の専門業者によりますと、災害時にはノートパソコンとUSBメモリーでデータを現場に持ち込んで様々な情報処理ができることが記載されています。

市当局にあっては、平時から電子情報システム管理データ活用に熟練した上で、災害時を想定した現場でのシミュレーションを重ねて練度をアップする取り組みが必要と考えます。

既に導入したシステムについて、その特徴や機能を公開すると共に、自治会別等の集計機能を用いて周知状況や同意状況などを可視化、更なる個別プラン作成する便利で具体的なシステム構築を切望します。

(担当：防災対策課、障害福祉課、高齢福祉介護課)

### 5 避難行動要支援者同意確認書(第1号様式)の同意欄に関する項目の改善等について

記入する際には、必ずご本人が記入することを徹底する為に、書式と仕組みの改善を要望したい。

1 家族やケアマネが代筆しない書式に変更すること。

2 更に、本人が同意した場合には、ご本人の意思であることを確認できるチェック欄を設け、適宜避難行動等支援関係者に連絡をおこなうと認印を得た後に、市福祉関係部署に提出すること。

(担当：防災対策課、障害福祉課、高齢福祉介護課)

## 6 道路整備プログラム（平成23年版）、3.6.5 茅ヶ崎辻堂線に関する進捗状況について

本件路線は昭和28年当初決定、昭和51年最終変更をうけて、平成22年3月時点で、未整備延長1930メートルが記載されており、平成27年中間検証においても、未整備のままである。そして、現時点でも未整備であることは明確である。

これまでの間、住宅などにかかる建築基準許可申請に対しては、上記道路整備に指定された「住宅用地域」に準じて許可されてきています。

一方、平成20年度、地震による地域危険度測定調査報告で、4. 火災危険度において、JR東海道線以南に大きなクラスター（類焼危険）があり、該当する建物数は、10,671棟に及ぶとの指摘がありました。

この答申を得て直ちに類焼リスクを減ずるために「住宅用地域」への適用停止もしくは抜本的な見直しをするべきではなかったのか、考え方をお示してください。

（担当：都市計画課、道路建設課）

## 7 私道の公道への転用要望に関して

浜竹四丁目域内には様々な生活道路がありますが、それらの法令上の区分や規制等について、わかりやすく説明して下さい。

1) 1号道路 2) 2号道路 3) 3号道路 4) 5号道路 5) 2項道路 6) 非道路

また、これまでに「公道化を要望した」事案について、要望にそえなかった事由等に区分して、実現できなかった経緯を説明して頂きたい。

（担当：建築指導課、建設総務課）

## 8 旧兵金山公園の代替となる公園確保

数年前から、当地域内に公園を設置して欲しい旨繰り返し要望してきました。直近の進捗状況を説明して頂きたい。

（担当：公園緑地課）

## 9 空家対策

浜竹4-1-37付近の空家が古くなっており、防犯面や災害等で危険箇所となると思われる。空家対策として市に動いてもらいたい。

(担当：環境保全課、都市政策課、建築指導課)

#### 10 カーブミラーの新設（浜竹四丁目自治会）

浜竹4-7-1付近（アーバンビュー湘南辻堂サウスヴィラの横）のカーブミラーの新設を希望している。浜竹通り北から東方向が見えるようにカーブミラーを設置してほしい。

車歩分離、交通量の増加、住宅街の裏道利用増などで、大変危険な箇所となっている。

(担当：道路管理課)

#### 松浪一丁目自治会

11 松浪一丁目7番地と12番地の間の鉄板道は、雨が降るととてもすべり易く危険です。自転車でも徒歩でもすべります。濡れていてもすべりにくい材質に変えて頂きたい、宜しくお願い致します。

(担当：下水道河川管理課)

#### 松浪二丁目自治会

##### 12 昨年度実施のブロック塀対策の進捗について

昨年度市から依頼により、危険箇所のブロック塀について調査の報告を実施したがその後の進捗について伺いたい。具体的には松浪地区でどの程度補助金を活用して対策が取られたのか伺いたい。松浪二丁目では、かなりの危険箇所ブロック塀の報告をしたが、確認している限りでは1カ所のみ対策を実施した家があるが、その他についてはそのままである。今年度についてもポスティング実施し、周知する必要があるのではないか。

(担当：建築指導課)

##### 13 旧小和田消防車跡地の活用について

旧小和田消防署跡地の活用については、6年前から市民集会の席で要望をお願いしている。

昨年市民集会の席で企画部長から『旧小和田消防署の跡地の活用について再編整備計

画面上は売却と言うことで計画の位置づけをしているところがございます。今後につきましては、地域の特性や敷地条件に加え、教育施設の再整備の視点でと言うことで、地域最大の公共施設である松浪中学校の再整備計画及び活用等を含めて検討し、一定の方向性を定めてお示しできるよう協議していきたいと思っております。』との発言がありました。

この件に関して、現在の進捗状況について説明をお願いしたい。

(担当：企画経営課、施設再編整備課、消防総務課)

#### 1.4 ゴミ設置場所（特に資源ゴミ）の是正

ゴミ設置場所（自宅前 松浪2-1-19）の件で、20年間苦しんでおります。

この件に関しては、父（昨年12月死去）も市役所には20年前から連絡しておりましたが、真剣に取り扱っていただけませんでした。

##### ○自宅前50m以内に2ヶ所のゴミ置場設置（資源ゴミ含む）への不満

設置時から市から何の連絡なし。自宅の庭先に月曜から金曜までゴミがでていいる。分別していないゴミを時々置かれ、土曜、日曜も置かれている。

毎日ゴミなしの日が無い現状。→精神的なストレス

カラス被害などの掃除に関しては、決まった人でやるか、自宅から見えている人が片付ける事になる不公平差。

##### ○特に資源ゴミ・プラスチック等、近隣4ヶ所の置場の不公平差

今まで、広報や回覧で誰がどこに出すのか指摘がされていない。新築の家がたくさんできてその人達は出しやすい場所に出している。別表のゴミ置場BとFについては、新しく建った7軒の住宅と賃貸マンション。この資源ゴミの置場はその住人が専用で使用。30軒分置場という市の話とはまったく異なり、少ないゴミしか出されていない。松浪2-1-19、特に資源ゴミが多い。すでに市に改善するよう報告済。

##### ○ゴミ設置場所（特に資源ゴミ・プラスチック等）の公平差、各置場のゴミ量の均等化

プラスチックゴミを覆うネットは、松浪二丁目一班4組の住人で購入したもの。それ以外が使用することはおかしい。

2019年1月25日、添田参事、安西氏、小川氏、三名と市役所に出向き話し合いをした。改善を約束したが、その後改善に関する話はまったくなく、3月、5月、こちらからの連絡で現況の確認をしたところ説明なく、5月、添田氏は異動で担当が変わりましたとの話。新任の名を電話口で話す始末。まったくの無責任さに市への不信感が高まる。

自治会が、誰がどこの場所にするのか調査、その結果、A、Dの順に多いことがわかる。A置場については少し奥へ入って行ってスペースがあることから出しやすいこと。道路を渡ってすてに来るのを見ている。

また、近隣で自治会を脱会している人が多いのもわかった。自治会の把握していないことに驚いた。

自治会会員使用目的のために市が設置したゴミ置場に自治会員以外の人利用できる

のか。他県の例では、自治会員以外の住民で、ゴミステーションを利用する場合は、交代でゴミ当番を義務づけているとか。

スターブル湘南の入居者も自治会に入っていないそうだ。今後、自治会に入会しない人に対する方針をしっかりとすべき。今後、外国人も増え、自治会に入らない人も増えてくることに懸念。

今までゴミの量の均等化を訴え、現状の写真をとりつづけてきた。最新の写真を同封します。（質問用紙1枚、地図1枚、写真17枚）

（担当：環境事業センター）

## 緑が浜自治会

### 15 緑が浜県道沿いバス停設置の要望

（1）高齢者が安心して暮らせるまちづくりの一環として上記の要望をいたします。緑が浜の県道沿いには高層住宅が多く、高齢者も多く住んでいます。日常生活において生活必需品の買い出しに出かける場合、バス停が遠く体力的に難渋しています。

（2）江の電の〈辻堂南口→平和学園→浜須賀→辻堂団地→浜見山→辻堂南口〉の循環バスの『浜須賀と茅ヶ崎学園入口』のバス停の間に新たにバス停を設置してほしい、ということが私たちの要望です。

（3）かねてから、この問題は話し合われており、個人的に申し入れをした方々がありますが、実現のめどはついていません。住民として、どのように対処すれば実現できるのでしょうか。地域の課題の一つとしてご指導下さい。

（担当：都市政策課）

## 出口町自治会

### 16 ゴミ問題に関連し、下記検討をお願いしたい。

1. 新築住宅の開発で、現状は8棟以上の開発はゴミ置き場設置が義務付けられていると認識していますが、これを5棟以上とできないか。過去の経験で、5棟および7棟の新築住宅でゴミ置き場が設置されず、又事前に入居者のゴミ排出場所が全く考慮されていなかった為、近隣の世帯とのトラブルが発生した経緯あり。又、開発業者が事前に開発計画を自治会長に連絡してこなかったケースもあり。開発業者への指導を徹底して欲しい。

2. 現状資源ゴミの排出場所の新規申請には30世帯が必要と認識していますが、これを15世帯くらいまでに下げて欲しい。理由は資源ゴミ置き場が限られており、新規住宅が増

えている為で、場所によっては資源ゴミがオーバーフローしている状況。これを解消したい。

(担当：環境事業センター)

## 17 在宅被災者について

先般NHKの番組で、東日本大震災で被災し自宅で生活する“在宅被災者”の困窮した生活が放送されていました。

大震災によって多くの避難所が設けられましたが、その避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活をしてきた人達です。現行の支援制度では、被災した後に避難所に行けば食料や物資の支援を受けることが出来、その後仮設住宅や災害公営住宅が整備されるなど住まいが保障されている一方、“在宅被災者”は避難所に行かなかった為支援物資および生活再建に必要な情報も十分に受けられなかったとの話でした。又、仮設住宅等にも原則入れなかったとも報道されていました。

茅ヶ崎市においては、かような問題点を把握し、下記について対応策を既に検討しているか質問する次第です。

1. 震災が起こり、自宅が一部損壊等で“在宅被災者”となる世帯に対し、震災直後に食料や物資の支援はどのように提供されるか、又その後の生活再建に必要な情報等をどのように提供していくか。

2. “在宅被災者”によっては、十分な損壊の補修が経済的にも出来ないまま暮らす方も出てくる事も考えられるも、この場合仮設住宅等へ入る選択肢はあるか。

尚、参考までに、かような“在宅被災者”を支援する目的で鳥取県は全国に先駆けて“災害ケースマネジメント”を制度化し、行政や民間支援団体などで構成する生活復興支援チームを新設している由。“在宅被災者”を戸別訪問し、各世帯に応じた生活再建計画を策定、建築士や保健師および弁護士らにつなぐ役割を果たしていると聞いています。

(担当：防災対策課)

出口町自治会、ひばりが丘自治会、美住町自治会

## 18 浜須賀中学校の校舎改修について

【出口町自治会】

要望等の題名：浜須賀中学校 校舎の改修について

出口町・美住町・ひばりが丘の子どもたちが通う浜須賀中学校が、現在大変危険な状態です。改修が必要と思われる箇所は以下の通りです。

天井・・・雨漏りがひどく天井がはがれている箇所、今にもはがれそうになっている箇所

があります。また、雨漏りが原因のカビが発生しています。雨の日にはバケツを置き対処しているようですが、それでも階段や廊下が水浸しになり大変危険です。ぬれた廊下で滑って転倒したり、ぬれた階段から落下した場合、けがの恐れがあります。地震や火事で避難する際にはなおさら危険が増すと思われます。

#### <被害のひどい場所>

北棟3階被服室前廊下 南棟3階～4階の西階段 南棟3階・4階の廊下

教室の窓・・・南棟3階の教室（現在2年2組）は、雨の強い日にはサッシの隙間や壁のクラックから雨水が浸入し、床の色が変わるほどです。

廊下・・・教室前の廊下のビニールクロスが浮いてボコボコしています。足を引っかけて転倒する危険があります。補修されている箇所もありますが、非常に汚い状態です。

子どもたちが、安全な学校で安心して過ごすことができるよう、学校施設の改修をぜひお願いいたします。

#### 【ひばりが丘自治会】

要望内容…浜須賀中学校の安全性の問題

①廊下の床材（フロアシート）がふくらみ破損しています。

生徒がつまずいて怪我をする可能性がありますので至急の補修をお願い致します（熱による床材の伸びが原因と思われます）。

②雨漏りで天井材の破損があります。

又、天井下地材が錆びている為に地震時には天井材が落下する可能性があります。床材と同様に危険性もありますので早めの対応をお願いします（根本的な解決は雨漏りの補修になるとは思いますが…）。

安全な学校で子供たちに事故があつてはいけないと思ひますので、検討の方、宜しくお願ひ致します。

#### 【美住町自治会】

浜須賀中学校の校舎修理の放置の件

天井からの雨漏り、サッシの隙間や壁のクラックからの雨水の浸入、窓際のコンクリートから雨水が滴り落ちる現況下で、これらにはバケツを置いての対処の結果、廊下のシートが浮いたり剥がれたりしておひます。先日の大雨で休校と成つた翌日には、家庭科室は水浸しの状況であつたけど、生徒の大半はここ数年間先輩からの引き継ぎで、雨の日のバケツで対処することに慣れて居るのが現状ださうです。

4～5年間放置状態のために、カビが発生し、天井・壁は変色しておひます。雨に濡れた階段や廊下で、滑つたり、転倒したり、階段から落下するなどの大きな怪我や事故と成る前に、応急ではなく恒久的な処置を願ひます。雨の日での防災訓練で廊下を急いでも滑つたりせぬように、安心して訓練が出来ますよう願ひたい。この件では他の自治会でも問題視されておひまます。

（担当：教育施設課）

## 美住町自治会

### 19 ホストタウンについて

当市が、北マケドニアのホストタウンに登録されました。良いことと思います。しかし、市民にとっては、「何？」との思いの方がほとんどではなかったのでしょうか。ホストタウンの選択は、いかに決まったのでしょうか。

また、今後のイベントはいかに計画されておりますか。更に、2020後、の同国との友好関係の発展は、どのように考えられておりますか。

北マケドニアは、ユーゴスラヴィアから独立後も隣接国と厳しい環境にあり、国名も今年になって決まったほどに、まだまだ、古くて、新しい国です。支援することは、意義あるところと思われませんが、支援に向けた予算措置はどれほどを計画されておりますか。

(担当：男女共同参画課)

### 20 市主催の住民との協働による防災訓練について

市主催の住民との協働による防災訓練は、湘北地区での訓練を最後に、実施されなくなりました。その理由が、市が後援して、「地区が主体的に実施する地区防災訓練を活性化」であった、と記憶しておりますが、県始め、9都市でも市民をとりこんでの防災訓練を実施してきております。市が主催する防災訓練（市内での訓練でなく）と地区防災訓練の活性化とは、フェースが違う話です。かつての防災訓練でなく、災害緊急対応総合訓練の実施を企画してはいかがでしょうか。

私見ですが、この訓練は、地震発生、津波発生、河川洪水、土砂災害発生、火災発生など、各地区の災害特性から同時的発生する災害に、各地区と協働して、対応する訓練を想定します。

(担当：防災対策課)

### 21 児童クラブについて

待機児童問題は、いかがに推移しておりますか。

若い人たちの労働意欲をサポートするためにも、待機児童“ゼロ”は、必須な政策です。同時に、就学児童の放課後をサポートする児童保育クラブの充実も不可欠な政策です。当地区においては、収容能力の増強は、どのようになっていますか。

(担当：保育課)



## 2 2 避難行動要支援者制度と福祉避難所

「松浪地区で福祉避難所は何か所ありますか？公開はしていないのですか？」

「避難行動要支援者は、避難の際まずは一般の避難所に出向き、そこから福祉避難所に回らねばいけないのか？福祉避難所への誘導の際、誰がどのような基準で判断を下すのか？」

「市と要支援者の家族、支援関係者が協議する場はなく、また、迅速性、予測可能性の観点（障害者は初めから一般の避難所は無理と考えられる等）から、予め福祉避難場所に避難するように決めておいた方がいいと思うので、避難行動要支援者名簿の自治会への配布時に福祉避難所一覧を添付したらどうか？」

「仙台市のように、直接福祉避難所に避難するようにできないか？この様な事態に備えて福祉避難所に関する情報公開が更に必要と思われるが、市の考えは？」

（担当：防災対策課、障害福祉課、高齢福祉介護課）

## 2 3 防災と茅ヶ崎ゴルフ場

「防災に関する命を守る国際基準『スフィア基準』を、広域避難場所及び避難所運営に採用して県内での防災先進市を目指したらどうか？」

→何故スフィア基準か？

- ・クラスター火災の減災対策が一向に進まない。むしろ逆行している？広い面積の宅地が売却され、その跡地に数戸が建築されるミニ開発が止まらない。「建築物の敷地面積の最低限度」の定めではミニ開発は止まらなく、松浪地区のクラスター火災規模は増加傾向にある。

- ・スフィア基準は、人道支援に関する諸原則とコア基準の他、4つの主要活動領域について最低基準を纏めている。

- ・1人あたりの居住空間は最低3.5㎡、便所は20人に1基、男性1対女性3の割合で設置等。

- ・2016年4月、内閣府（防災担当）は、『避難所運営ガイドライン』の中で参考にするべき国際基準としてスフィア基準を紹介した。2017年4月、徳島県は『徳島県避難所運営マニュアル作成指針』を改定し、スフィア基準を盛り込んだ。

「H29年度の広域避難場所の見直し結果により、避難場所が増えた事は歓迎すべき事と思われるが、新規指定の考え方は安全面積1万㎡以上、避難者1人当たり2㎡以上の避難面積を確保としている。ここでもスフィア基準を考慮して要避難人口を割振るのが望ましい」

「以上より、茅ヶ崎ゴルフ場（広域避難場所6番）は、21番と併せて、松浪地区・浜須賀地区の広域避難場所として現状のまま残すべき」

（担当：企画経営課、防災対策課）

#### 24 柳島スポーツ公園PFI事業のVFM

昨年度の回答で、3億800万の削減が可能になりVFMの割合も6.5%との回答だが、設計・建築費／維持管理費・運営費／金利／税金等の構成要素毎に、行政が実施する場合とPFI事業でのライフサイクルコストの比較数値を示して欲しい。仮に6.5%がVFMとするとプロジェクトの総額は¥48.4億にしかない。手元の資料では20年間の維持管理契約を含めると総額¥120億くらい。この数値との関係も明らかにして欲しい。

（担当：スポーツ推進課）

（ 事務担当 ○○課○○担当 ○○  
内線○○○○ ）

「行政からの依頼・説明事項」

No	課名	依頼事項	広報紙掲載	概要等	説明
1	秘書広報課	上半期広報紙等配布業務完了報告書の提出について	有( / 号) 無	上半期が終了したことから、「広報紙等配布業務完了報告書」及び「令和元年度上半期集計表の提出することの依頼。	秘書広報課主幹
2	産業振興課	茅ヶ崎サザン芸術花火について	有( / 号) 無	茅ヶ崎市の観光振興に寄与し経済の活性化を目的として、昨年に続き実施する花火大会の説明。	産業振興課長
3	保健予防課	風しんの感染拡大防止について	有(9/1号) 無	現在、流行している風しんの感染拡大防止のため、市民へ注意喚起を促し、新たに定期予防接種の太陽となった方に対して抗体検査と予防接種を受けることを啓発する。	保健予防課長
4	企画経営課	次期総合計画策定のための「まちづくり懇親会」の周知依頼	有(8/15号) 無	まちづくりの方針を定める次期の総合計画の基本となる要点がまとまったことから、広く市民へ説明すると共に意見交換を行い、今後の計画策定に活かしていくための懇親会を開催することの周知。	企画経営課長
5	都市政策課	ちがさき都市マスタープランの改定について	有( / 号) 無	ちがさき都市マスタープランについて、6月に改定し冊子が完成したことの報告。	都市政策課長

6	都市政策課	空き家実態調査について	有(9/1号) 無	市内の空き家の実態を把握するために調査員が現地調査を行うことの説明。	都市政策課長
7	防災対策課	洪水避難の考え方について	有(9/1号) 無	近年、日本各地で発生している河川の大規模反乱に備え、洪水浸水想定区域内にお住まいの方の避難対策について、市の考え方がまとまったことの報告。	防災対策課長

令和元年8月14日  
まちぢから協議会連絡会 資料1

令和元年9月6日

各自治会長 様  
各配布団体代表者 様

茅ヶ崎市企画部秘書広報課長

広報紙等配布業務完了報告書の提出について（依頼）

新涼の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

本市の市政推進につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日頃よりお願いしております広報紙等の配布につきまして、上半期が終了となりますので、別紙「広報紙等手数料に関する書類作成の手引き」を参照のうえ完了報告書を9月27日（金）までに御提出くださいますようお願いいたします。なお、完了報告書の提出を受けて、10月31日（木）に配布手数料の振込を行う予定です。お手数をお掛けしますが、よろしくようお願いいたします。

（事務担当 秘書広報課広報担当 山田・小林・田中  
電 話 82-1111）

## 茅ヶ崎サザン芸術花火2019 概要

- 概要 昨年引き続き、サザンオールスターズ桑田佳祐氏の地元茅ヶ崎市のサザンビーチちがさきで、サザンの名曲にあわせて花火を打ち上げる、音楽と芸術花火がコラボレーションする花火大会
- 目的 茅ヶ崎の地域貢献及び観光振興に寄与し、経済の活性化を図る。
- 日程 2019（令和元年10月19日(土)）※雨天決行、悪天候中止
- 打上発数 約1万5千発（非公開）
- 観覧エリア サザンビーチちがさき、西浜海岸ほか  
約3万5千席（予定） ※有料販売
- 主催 芸術花火実行委員会（茅ヶ崎市観光協会会長 田中賢三）
- 後援 茅ヶ崎市、（一社）茅ヶ崎市観光協会、茅ヶ崎商工会議所ほか（予定）
- 参加花火師 野村花火工業・響屋大曲煙火・アルプス煙火工業・柿園花火 他
- プログラマー 大矢亮（日本一の評価がある花火プログラマー。假屋崎省吾、コシノジュンコとのコラボあり）
- 情報解禁 8月下旬 一般情報解禁（予定）  
地域（茅ヶ崎南地区、海岸地区、南湖地区）へは、8月13日～20日に事前周知（個別にポスティング予定）
- その他 交通規制実施予定

問い合わせ先 茅ヶ崎サザン芸術花火実行委員会事務局  
平日12時～17時  
電話 0120-033-871

（事務担当 茅ヶ崎市産業振興課観光担当）  
電話 0467-82-1111

# お知らせ

茅ヶ崎南地区、海岸地区、南湖地区にお住いの皆さまへ

## サザンビーチちがさきにおける野外イベントの実施について

盛夏の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

本市の産業振興及び観光振興行政につきましては、日ごろより格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、サザンビーチちがさきにおきまして、次のとおり野外イベントが開催される運びとなりました。本イベントの開催にあたりまして、近隣住民の皆さまに御迷惑をおかけしないようにするため、事前にお知らせをさせていただくものです。

本市といたしましては、こうしたイベントがサザンビーチちがさきで開催されることで、本市が全国的に発信され、本市のイメージアップが図られるとともに、にぎわいが創出され地域経済の活性化に繋がるものと考えております。

開催にあたりましては、昨年度の開催を踏まえ、近隣住民の皆さまに十分配慮をするよう、主催者へ指導してまいります。

なお、交通規制の実施につきましては、現在、主催者が警察と協議していると伺っております。今後、本イベントの詳細や交通規制の実施等につきましては、改めてご案内させていただきますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

### (仮) 茅ヶ崎サザン芸術花火大会(一般の方への情報公開：8月下旬予定)

日 程 10月19日(土) 開催時間は調整中、悪天候の場合中止

席 数 約3万5000席(有料協賛席)

打上数 1万～1万5000発

主 催 茅ヶ崎サザン芸術花火実行委員会

#### 【本件に関する問合せ】

**茅ヶ崎サザン芸術花火事務局 0120-033-871 平日12時～17時**

※ 本イベントに関する情報の一般公開は、8月22日(木)で予定されております。

本件は、茅ヶ崎南地区、海岸地区、南湖地区へお住いの皆さまへ、事前にお知らせさせていただいているものです。他の方へお伝えすること・SNS等への投稿はお控えいただきますよう、御協力のほど、よろしくお願いいたします。また、情報公開前までは未定事項もあることから、お問合せにお答えできない内容もございますが御了承願います。

事務担当 茅ヶ崎市経済部産業振興課観光担当  
電 話 0467(82)1111 内線 2391



2019年(令和元年)9月1日



# 風<sup>STOP</sup>しん

## CHIGASAKI

生まれてくる  
赤ちゃんを守るために



# 「風しんのこと」を知って欲しい



## 【現在流行中の風しん】

国立感染症研究所によると今年に入ってから6月26日現在で累計患者報告数が1,793人となり、2013年以来の流行となっています。(2013年は14,344人)本市でも今年に入り8件発生(2019年6月末時点)しており、未だ流行が続いている状況です。

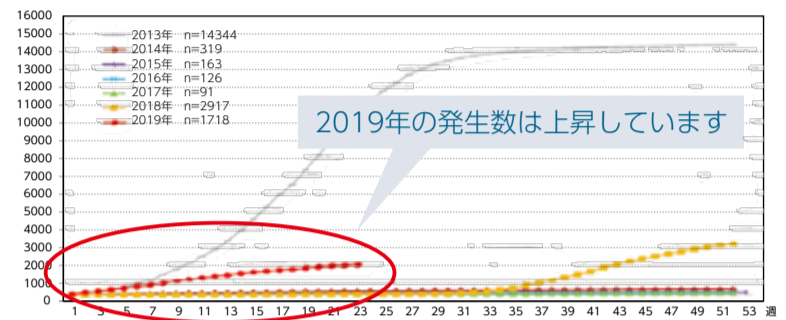
この感染症が怖いのは、妊娠初期の女性が感染すると心疾患や眼や耳に障害のある先天性風疹症候群の赤ちゃんが生まれる可能性があることです。

母親が感染した妊娠月別の先天性風疹症候群の発生頻度は、妊娠1か月で50%以上、2か月で35%、3か月で18%、4か月で8%程度とされています。また、感染しても症状がでない不顕性感染でも先天性風疹症候群は発生します。

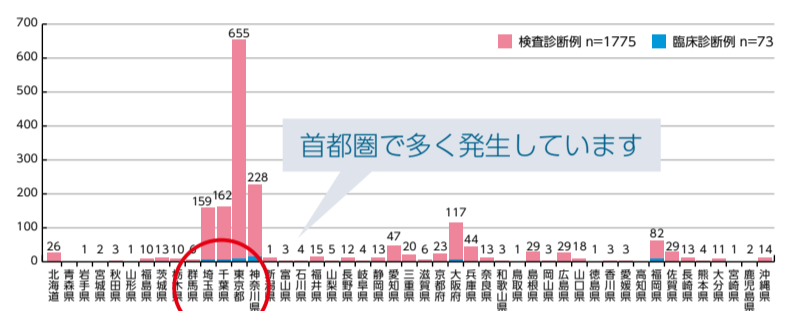
2012～2013年の流行時には45人の先天性風疹症候群の赤ちゃんが生まれました。

今回は、その1人のお母さん(風疹をなくそうの会「hand in hand」のしまこさん(仮称))に出産前から現在までのお話を伺いました。

風しん累計報告数の推移 2013～2019年(第1～25週)



都道府県別病型別風しん累積報告 2019年 第1～25週 (n=1848)



出典：国立感染症研究所

## 先天性風疹症候群の子どもをもつお母さんに伺いました

### 通勤電車で感染!?

2人目の赤ちゃんを妊娠して16～17週のころ、当時は仕事をしていて毎日電車で通勤。そんなある日、旦那さんが熱を出して、その後すぐに私も発熱。数日後、熱は下がったけど体に赤いポチポチとした発疹が。気になってすぐにインターネットで症状について検索した。「風しん…!?!」

あまり聞いたことがない病名が気になり、更に調べてみた。すると、妊娠中に風しんに感染すると先天性風疹症候群の赤ちゃんが生まれる可能性があることがわかった。

慌てて、会社を早退し皮膚科を受診。医師からの診断は案の定「風しん」。

これから生まれてくる赤ちゃんがどういう障害の可能性があるのか、その子がどんな育ち方をするのか。どんな支援が受けられるのか。情報が全くなく、ただただ、不安だった。

### 中絶…?!

出産予定の産婦人科に事情を説明しにいった時に唐突に「うちじゃ中絶はできないよ。」と言われた。

全く想像していなかった言葉を聞いて驚きと共にことの重大さを痛感。

既に妊娠17週。胎動もある。旦那さんと話し合って産むことを決めた。

### 赤ちゃんの誕生

赤ちゃんは、出産後すぐに新生児スクリーニングを受けた。聴覚検査の結果がリファー(要再検査)。

周りの人たちは「きつと耳に羊水が溜まっているだけ」と言って励ましてくれた。

でも、赤ちゃんが風しんに感染していた場合、耳に障害が残る可能性があることを知っていたから不安に。

病院では、風しんの感染を調べる臍帯血の検査をしてもらった。結果がでるのに数日。

その間は、赤ちゃんの耳元でカシャカシャ音をさせてみて、反応があると、「あっ、反応がある大丈夫！聞こえてる！」と自分に言い聞かせながらも、毎日毎日不安で泣いた。数日後に出た検査結果は、

「赤ちゃんは風しんでした」と。

「私のせいで赤ちゃんに重い障害を持たせてしまった」と落ち込んだ。耳は一生抱える障害。子どもの将来を案じ泣いた。

生後1か月半たった時に精密検査を受けた。結果は両耳とも高度の難聴だった。

### 療育の日々

療育とは、お子さんの特性による生きにくさを改善し、社会自立やより制約の少ない生活ができるよう、医療や専門的な教育機関と連携して、必要なトレーニングを施していくこと。

妊娠中に風しんにかかったことで、赤ちゃんの耳にもし障害がでた場合は、どうするべきか色々調べていた。

高度の難聴と診断されてからは、気持ちを切り替え、療育に専念。難聴の子どもが言葉によるコミュニケーションをとるためには療育が重要になる。子どもと向き合うために仕事を辞め、がむしゃらに子どもと向き合い子育てに励んだ。

### 現在

子どもは、今年から小学1年生。生後4か月の時から補聴器をつけ、左耳は人工内耳を入れた。人工内耳は、音を電気信号に変え、蝸牛(内耳の一部を構成する音の受容器官)の中に入れた刺激装置(電極)で直接聴神経を刺激する。補聴器は水につけることができないが、人工内耳は水にも入れることができる。今は、普通学校に通い、兄に憧れてヘッドガードつけながらサッカーをやっている。

### 風疹をなくそうの会 [hand in hand]

現在、風疹をなくそうの会[hand in hand]のメンバーとして活動している。風しんを撲滅するというのが会の目的となっている。

2012年 妊娠中に風しんにかかって、生まれてくる赤ちゃんの将来を思って不安な日々を過ごしていた頃は、本当に情報がなく、自分で調べるしか方法がなかった。

出産後、[hand in hand]ができて、同じように先天性風疹症候群の子どもを持つお母さんや、先天性風疹症候群の当事者ともつながることができた。今は、同じような経験をしている方からの相談もある。

風しんや先天性風疹症候群のことは、周りに当事者がいないとなかなか知り得ないこと。

でも、知っていることが予防にもつながる。だからこそ、もっと多くの方に風しんのこと先天性風疹症候群のことを知ってもらいたい。

### 抗体検査の重要性と必要性

今年から予防接種法施行令が改正され、対象年齢の方(昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性)は無料で抗体検査を受けることができるようになりました。また、その結果十分な抗体の量がないとわかった方は無料で予防接種を受けることができます。

対象年齢の方は、仕事等で多忙な方が多く病院に行く時間もないと思います。

それでも、しまこさんの言葉をお借りすると「少し想像力を働かせて欲しい」と思います。

電車や職場、コンビニやレストランには気づかないかもしれないけど妊婦さんがいるのです。

ひょっとしたらその妊婦さんはしまこさんのように予防接種を打っても抗体が付きにくい体質かもしれません。

風しんは、社会全体で抗体を持つことで防ぐことができる感染症です。

抗体が付きにくい妊婦さんを風しんから守るためには、社会全体で抗体保有率を上げることが重要です。

ご自身の周りに対象年齢の方がいる場合は、是非抗体検査を受けるよう勧めてください。事業者の方は、職場で抗体検査を受けることができる機会をご提供ください。

風しんの撲滅にご協力ください。

### 風しんの感染力

風しんは、1人の感染者が生み出す2次感染者数が6~7人とされています。毎年大流行するインフルエンザの3倍程度の感染力です。

しかし、インフルエンザのように毎年感染が広がらないのは、免疫保有率が高いからです。現在は、定期接種の対象となっており多くの方が免疫を保有しています。

### 集団免疫で感染拡大を防止

風しんは予防接種で防げる感染症です。

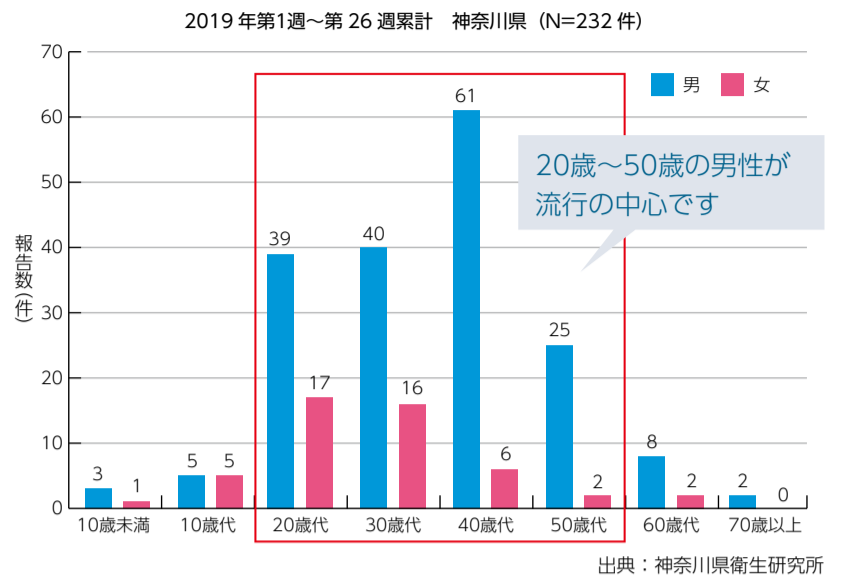
妊娠可能な女性だけを対象にワクチンを接種しても、約5%は抗体を獲得できず、また獲得した抗体も徐々に低下するため、流行を防止する必要があります。

公的な予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日~昭和54年4月1日までの間に生まれた男性は、全体に比べると免疫保有率が低くなっています。

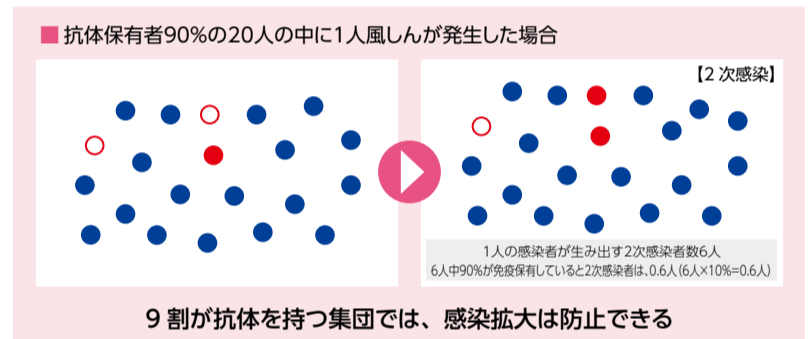
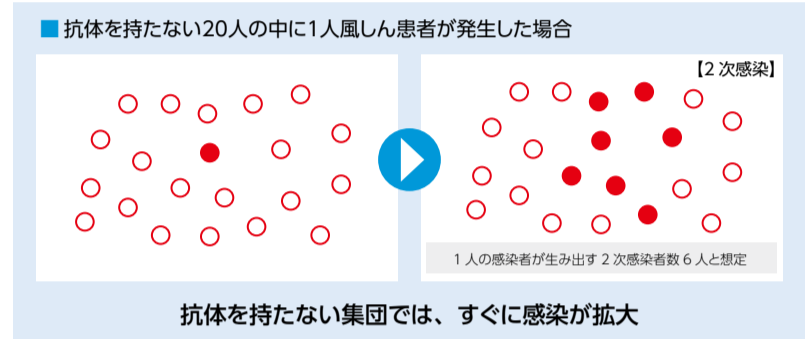
免疫保有率が低い世代では、流行が広がる恐れがあります。

流行の拡大を防止するためには、社会全体の抗体保有率を上げることが有効な手段となります。

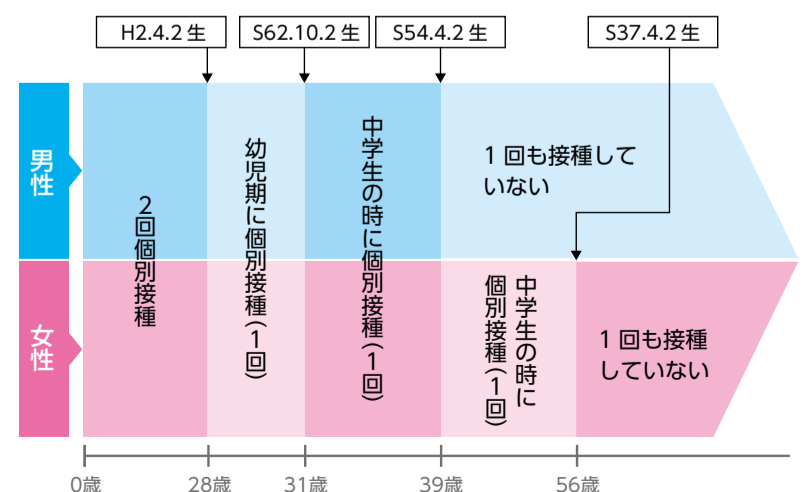
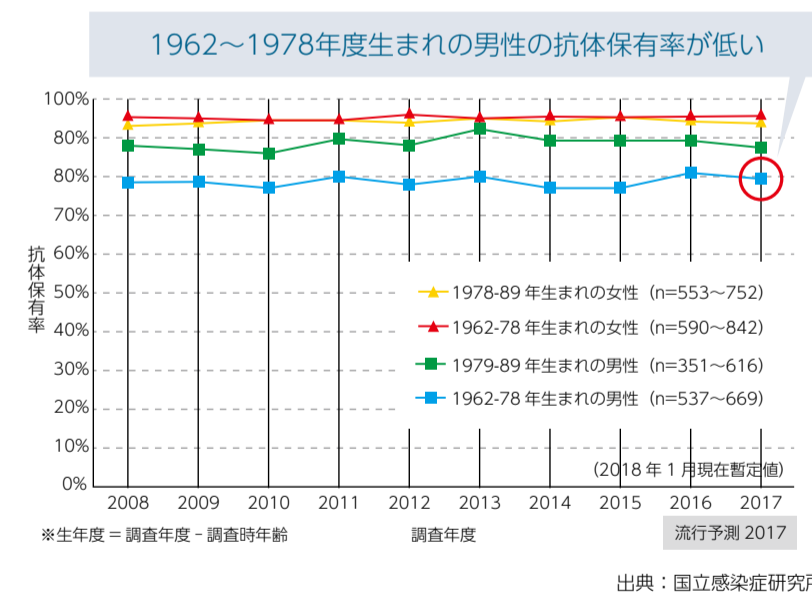
### 風しん年齢別報告数



● 感染者 ● 抗体保有者 ○ 抗体非保有者



### 生年度別風しんHI抗体保有状況(抗体価1:8以上)の年度推移 -2008~2017年度感染症流行予測調査







# 茅ヶ崎市が行っている 風しん対策事業

## 第5期 風しんの抗体検査及び予防接種

**対象者** 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

**実施場所** 全国の協力医療機関(詳細は厚生労働省ホームページ参照)

**実施方法** 対象者には、お住いの自治体から無料クーポン券が送付されます。そのクーポン券を利用して、医療機関でまずは抗体検査を受けていただきます。その結果、十分な抗体の量がないとわかった方は同じくクーポン券を使って予防接種を受けていただきます。

**自己負担額** 0円



## 妊婦周りの方への風しん抗体検査

**対象者** ①妊娠を予定または希望している女性  
②妊娠を予定または希望している女性の配偶者・パートナー  
③風しん抗体価が低い妊婦(抗体価:HI法16倍以下、EIA法8.0未満)の配偶者・パートナー  
※いずれも過去に風しん抗体検査、予防接種を受けたことがなく、風しんと確定診断を受けたことがない方。

**実施場所** 茅ヶ崎市及び寒川町内の協力医療機関

**実施方法** 対象者は、協力医療機関で申込書を記入し無料で抗体検査を受けることができます。

**自己負担額** 0円

## 成人風しん予防接種

**対象者** ①平成2年4月1日以前に生まれた方で、妊娠を予定または希望している女性  
②現在妊娠をしている女性の夫(パートナーを含む、婚姻関係は問わない)  
※昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性は、[第5期風しんの抗体検査及び予防接種]の対象者となりますので、本事業の対象外となります。  
③昭和54年4月2日から平成2年4月1日生まれの男性

**実施場所** 茅ヶ崎市及び寒川町内の協力医療機関

**実施方法** 対象者の内、希望者する方は、茅ヶ崎市保健所健康増進課へ電話又は窓口で予診票の発行をお申込みください。予診票が届き次第医療機関で受診できます。

**自己負担額** 3,500円(※生活保護受給世帯は自己負担額0円)

## 法人等向け風しん予防普及啓発

**対象者** 茅ヶ崎市内に所在する法人、団体等の内、神奈川県風しん予防推進協力法人として登録を受けたもの。

**実施方法** 対象法人等の内、希望するものは、申込書を提出することにより、普及啓発物品を受け取ることができます。

**自己負担額** 0円





# まちづくり懇談会

**皆様のご意見を、お聞かせください。**

茅ヶ崎市に関わる全ての人とまちの長期的な展望を共有するため、次期総合計画(2021~2030年度)を検討しています。その基本的な方向性を整理しましたので、皆様にご説明し、意見を交わすことで、今後の計画策定に生かしたいと考えています。

**申し込み不要**

## 開催場所

開催日	開催時間	会場
9月15日(日)	10:00~11:30	小出支所
9月15日(日)	14:00~15:30	香川会館公民館
9月16日(月・祝)	10:00~11:30	鶴嶺公民館
9月16日(月・祝)	14:00~15:30	松林公民館
9月21日(土)	10:00~11:30	市役所本庁舎4階会議室
9月23日(月・祝)	10:00~11:30	体験学習センターうみかぜテラス
9月28日(土)	14:00~15:30	小和田公民館
10月3日(木)	18:00~19:30	市役所本庁舎4階会議室
10月5日(土)	14:00~15:30	ハマミーナまなびプラザ体育室

※お住まいの地区以外の懇談会にも、参加いただけます。  
※駐車場には限りがあります。会場へは公共交通機関等をご利用ください。  
※託児(市役所のみ)、手話通訳等のご希望は、開催日の10日前までに企画経営課へご相談ください。

**対象：**市内に在住、在勤、在学の方など茅ヶ崎に関わりを持つ方

## 当日プログラム(予定)

- 1.茅ヶ崎を取り巻く状況について
- 2.次期総合計画骨子の内容説明(将来の都市像など)
- 3.意見交換
- 4.その他

★お問い合わせ★

茅ヶ崎市 企画部 企画経営課

電話：0467-82-1111(代表)

FAX：0467-87-8118

メール：kikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp



これまでの意見では、  
「ひとの活躍が未来を輝せる」  
といったものが多かった ぞよ。

市では現在、2021 年を始期とする 10 年間の総合計画を策定中です。市民や市内で活動する団体の方たちからのご意見を踏まえながら、検討を重ねてきました。その内容を骨子\*にまとめ、懇談会では、現段階での計画の方向性についてお話しします。

\*骨子は、市役所市政情報コーナーや各懇談会会場、市HPでご覧いただけます



### ■目指す将来の都市像のイメージ

茅ヶ崎市は、海や河川・丘陵などの恵まれた自然と、様々な都市機能が程よく近接した、ちょうど良いバランスが保たれたまちです。こうした環境の下、先人たちが築き上げた歴史や文化、互いを尊重し受け入れあう寛容な風土はまちの大きな魅力であり、これまで多くの人を惹きつけてきました。

一方、人口構造の変化など、まちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。そうしたなかでも、誰もが自分らしく、心豊かに暮らすことができるまちであり続けるためには何をなすべきか、知恵を出し合い、手を取り合ってまちづくりを進めていく必要があります。

自然の恵みや心地よい暮らし、そこで培われた歴史や文化、風土を大切に守りながら、未来に向かって新たな魅力の創出に挑戦し続けるため、全ての人の人権が尊重され、国籍や年齢、ジェンダー、障害の有無などに関わらず、誰もが自らの力を発揮し、時には支え合い、時には高め合い、ともに暮らすことができるまちを創っていきます。



未来のちがさきをイメージしてほしい ぞよ。



### ■その都市像を実現させるための政策目標は 8 つ！

①子どもがいいきと輝き、未来を拓くひとが育つまち

②地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち

③ともに見守り支え合い、誰もが健康に暮らせるまち

④誰もがいつまでも学び、心豊かに暮らすまち

⑤豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち

⑥安全で安心して暮らせる、強しなやかなまち

⑦利便性が高く、快適に暮らしやすいまち

⑧将来都市像の実現に向けた行政経営

懇談会へのご来場をお待ちしている ぞよ。



持続可能な行政経営を行い、市民のみなさんと共にまちづくりを進めていくことで、本格的な人口減少や少子高齢化の進行、厳しい財政見直しに対応していきます。

### 1. 概要

市内の空き家の実態を把握するための調査で、調査員が市内全域を巡回し、建物の外観調査や、写真撮影を行います。

現地調査等により、空き家と判定した後、所有者等に対してアンケート調査を実施します。

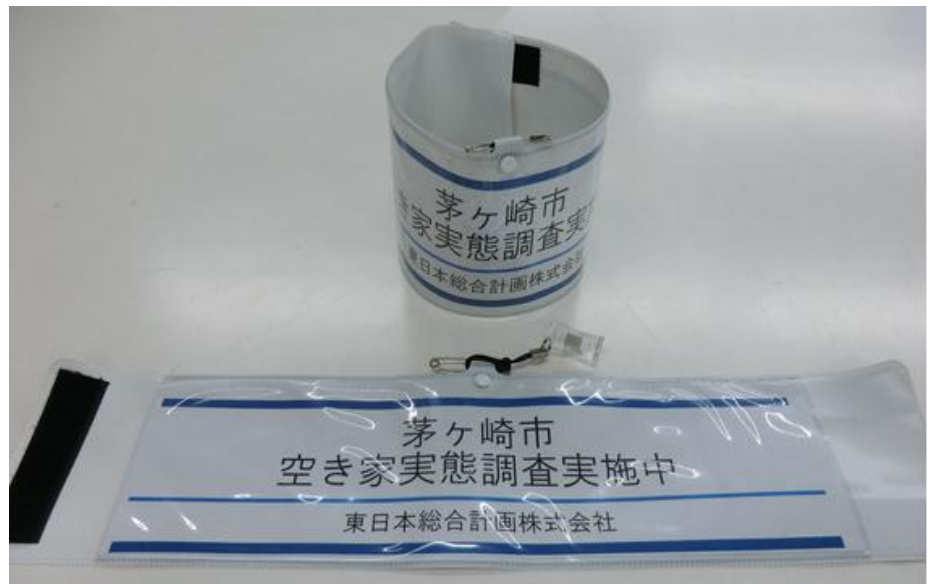
### 2. 目的

周辺に被害を及ぼす空き家や、管理不全により、防災面、防犯面、景観面、衛生面等で周辺の環境等を悪化させる空き家や、利活用可能な空き家の実態を把握することを目的として実施し、本市の空き家対策検討のための基礎資料を作成する目的で実施します。

### 3. その他

調査員は、下記見本のような腕章、身分証明書を携帯しており、みだりに敷地内に立ち入ることはありません。

#### 腕章見本



#### 身分証明書見本

身分証明書	
第○号	
氏名	茅ヶ崎 太郎
生年月日	○○年○月○日
所属	東日本総合計画株式会社(一)
上記の者は、委託契約に基づき、次の業務に従事する者であることを証明する。	
業務の名称	茅ヶ崎市空き家実態調査等業務委託
有効期限	令和2年3月13日
発行年月日	令和元年7月17日
茅ヶ崎市長	

水害に関する今年度の取り組みについて（5月定例会資料）

1 検討の背景

近年、これまでの想定を超える浸水被害が多発していることを踏まえ、避難体制等の充実・強化を図るため、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を指定・公表する等の内容について、平成27年に水防法の一部が改正されました。これを受け、国及び神奈川県より、相模川の洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨48時間雨量567mm、年超過確率1/1000）が指定・公表されました。本市では、この想定に基づき、平成29年12月に相模川の洪水ハザードマップを発行し、住民に周知を図るとともに、この想定による住民への影響が甚大であることから、相模川の大規模氾濫に備えた避難に関する取組を進めていく必要があると考えています。

2 避難の考え方について

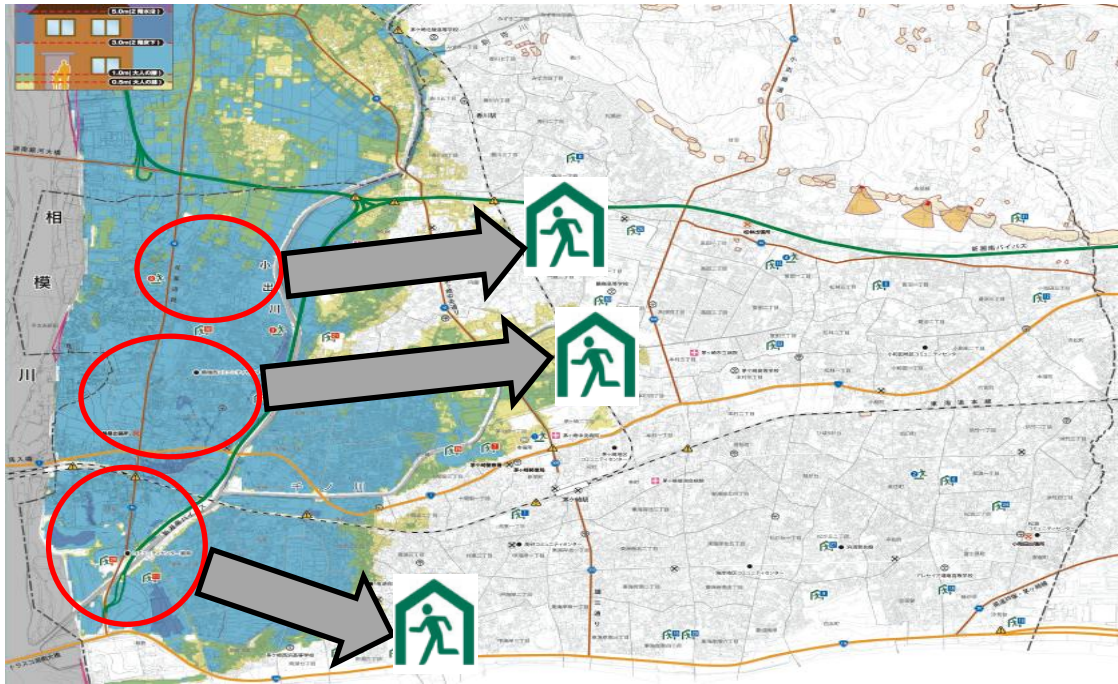
本市では、通常の降雨の場合と相模川が大規模氾濫する場合の避難について、次のとおり整理し、対応策について検討を進めていきたいと考えています。

表1 避難の考え方について

	通常の降雨の場合	相模川が大規模氾濫する場合
想定される状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風や大雨により道路冠水の発生</li> <li>・千ノ川の水位上昇により避難情報発令</li> </ul> <p>（本市における降雨量の多かった事例）                      （平成元年～平成31年4月）</p> <p>①平成26年10月5日・6日                      台風18号 48時間雨量332mm                      &lt;被害状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路冠水20カ所                          （内、通行止め17カ所）</li> <li>・床下浸水4世帯</li> </ul> <p>&lt;避難状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者数28名</li> <li>・早期避難所8カ所開設</li> <li>・避難所11カ所開設</li> <li>・避難勧告発令</li> </ul> <p>②平成16年10月8日・9日                      台風22号 24時間雨量285.5mm</p> <p>③平成28年8月22日                      台風9号 24時間雨量138.5mm</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模川の大規模氾濫が発生</li> <li>・想定最大規模降雨48時間雨量567mm</li> <li>・<u>年超過確率1/1000</u></li> </ul> <p><u>（毎年1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が0.1%）</u></p> <p>&lt;住民への影響&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水浸水想定区域：市域の約4分の1</li> <li>・浸水継続時間：最大1週間</li> <li>・洪水浸水想定区域内の住民約58,000名</li> </ul> <p>内、洪水浸水想定区域外へ<u>立ち退き避難が必要な住民（※1）</u>は約22,000名（内、避難行動要支援者数約3,200名）</p> <p><u>※1 立ち退き避難が必要な住民の要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①川の氾濫によって家が流されてしまうおそれのある場合</li> <li>②家の全居室が水没してしまう場合</li> <li>③浸水継続時間が72時間以上の場合</li> </ul>
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅近くの避難所、早期避難所へ避難する。</li> <li>・自宅内などの安全な場所に留まる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険性のない洪水浸水想定区域外の避難所へ避難する。（図1：相模川が大規模氾濫する場合の避難のイメージ図参照）</li> </ul>



図1：相模川が大規模氾濫する場合の避難のイメージ図



【洪水浸水想定区域外の避難所へ避難した場合の課題】

現在、本市では、災害時に字毎に避難する避難所を決めていないため、避難所により避難者数の偏り、安否不明者が発生することなどが考えられます。そのため、相模川の大規模氾濫への備えとして、字毎に洪水浸水想定区域外の避難所へ避難することについて、検討を進めていく必要があると考えています。

### 3 今後の取り組み

#### (1) 字毎の洪水浸水想定区域外の避難所の割り振り

本市において、大規模な洪水を想定した場合、洪水からの逃げ遅れを出さずに住民の命を守るためには、洪水時の避難先を確保することが最優先課題であると考えています。そこでまずは、字毎の洪水浸水想定区域外の避難所の割り振りについて検討を進め、今年度できるだけ早い時期に検討案をお示ししたいと考えています。

#### (2) 避難対策に係る課題に関する対応策の検討

図1の相模川が大規模氾濫する場合の洪水浸水想定区域外への避難に際して、想定される課題（要支援者の避難支援、避難手段の確保、避難先の受入体制、教育の再開など）については、今後、継続的な検討を進めていきます。



#### 4 その他の取り組み

##### (1) タイムラインの策定（別紙1参照）

洪水からの避難対策として、洪水が発生する前までの限られた時間内に、洪水浸水想定区域内の住民に避難してもらうため、市としての措置事項について、時系列的に整理したタイムラインの策定を進めています。

##### (2) マイ・タイムラインづくり（別紙2参照）

まちちから協議会や自主防災組織の方々に御協力をいただきながら、各家庭の状況に応じた洪水からの避難計画、マイ・タイムラインづくりを進めています。今後も継続的な取り組みを進めるとともに、神奈川県より新たに指定・公表された小出川・千ノ川の洪水浸水想定区域についても、あわせて周知を図ってまいります。

##### (3) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令について（別紙3参照）

国の中央防災会議防災対策実行会議「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」において、平成30年7月豪雨の教訓を今後活かすべく議論が行われ、これまでの「行政主導の取組を改善することにより防災対策を強化する」という方向性を抜本的に見直し、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援する、住民主体の取り組み強化による防災意識の高い社会の構築に向けて、今後実施すべき対策がとりまとめられ、その対策の一つとして避難勧告等に関するガイドラインの改訂が行われました。

その改訂内容については、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）で様々な防災情報が発信されているものの、多様かつ難解であるため、多くの住民が活用できない状況であったことを踏まえ、住民の主体的な避難を支援できるよう、警戒レベルを用いた避難勧告等の発令について、今年度の出水期より運用が開始されます。内容については、広報紙、茅ヶ崎市公式ホームページ、まなび講座等で周知を図ってまいります。



# 茅ヶ崎市内の犯罪発生状況

令和元年7月末

(手集計～統計値とは異なります)

	振り込み詐欺		ひったくり		空き巣		暴行・傷害		オートバイ盗		自転車盗		車上ねらい物(車から荷物等を盗む犯罪)		部品やバイクの盗む(車やバイクの部品を盗む犯罪)		置引き		器物損壊		累計
	7月	累計	7月	累計	7月	累計	7月	累計	7月	累計	7月	累計	7月	累計	7月	累計	7月	累計	7月	累計	
茅ヶ崎地区		1		1			16	4	18	75							7	4			108
茅ヶ崎南地区							2	5	2	4	8	46			1	1	1				60
南湖地区		1		1		1	1	1	3	9			1				2				19
海岸地区					1		2		4	10			2								19
鶴嶺東地区				3	1		3	4	2	8					3		3				28
鶴嶺西地区		3		1			2	6		9			1		2						25
湘南地区		2		3		1	4		2	12					1		5				27
松林地区	1	1		1		1				3	1	1		1							9
湘北地区		1					2	1	3	2	8		1	2	4		1				21
小和田地区					1		1			1	9										13
松浪地区							2	3	1	24			3							1	35
浜須賀地区		2				1	1		2	5			2		1						11
小出地区		1			2	2	3			1					2						12
合計	1	12	0	10	0	7	6	42	3	25	43	219	1	11	2	15	1	19	1	27	387

人身事故発生件数		死者数		負傷者数	
379(-34)		3(+2)		442(-53)	
	発生件数	高齢者	二輪車	自転車	
茅ヶ崎市	279	105	74	114	
	(-35)	(-10)	(-15)	(+4)	
寒川町	100	32	26	33	
	(+1)	(+2)	(-2)	(+5)	
合計	379	137	100	147	

形態別	累計	割合	県警合計(H30)
高齢者	30年 145	-	4,523(-482)
	31年 137(-8)	36.1%	県平均対比: 34.0%
二輪車	30年 117	-	3,670(-415)
	31年 100(-17)	26.4%	県平均対比: 27.6%
自転車	30年 137	-	3,088(-482)
	31年 147(+10)	38.8%	県平均対比: 23.2%
子ども	30年 27	-	1,027(-203)
 (中学生以下対象)	31年 32(+5)	8.4%	県平均対比: 7.7%

## 令和元年振り込めサギ地区別発生状況(7月末現在)

地区名	件数	発生日	手口	発生場所	年齢	男・女	備考
茅ヶ崎地区 (13) (30年実績)	1	5月28日	オレオレ	本村	68	女	未遂検挙
	2						
	3						
茅ヶ崎南地区 (4)	1						
	2						
	3						
南湖地区 (5)	1	5月23日	オレオレ	南湖	84	女	
	2						
	3						
海岸地区 (7)	1						
	2						
	3						
鶴嶺東地区 (4)	1						
	2						
	3						
鶴嶺西地区 (13)	1	1月29日	オレオレ	今宿	73	女	
	2	4月12日	オレオレ	萩園	77	女	
	3	4月10日	架空請求	萩園	69	男	未遂検挙
湘南地区 (3)	1	5月7日	オレオレ	浜見平	85	女	
	2	5月7日	オレオレ	浜見平	81	女	
	3						
松林地区 (8)	1	5月21日	架空請求	松林	61	女	
	2						
	3						
湘北地区 (8)	1	1月31日	オレオレ	香川	85	女	
	2						
	3						
小和田地区 (3)	1						
	2						
	3						
松浪地区 (10)	1						
	2						
	3						
浜須賀地区 (7)	1	1月10日	還付金	松が丘	63	男	
	2	5月28日	オレオレ	浜須賀	86	男	
	3						
小出地区 (2)	1	5月7日	オレオレ	堤	80	女	
	2						
	3						
寒川地区(17)		5月15日	オレオレ	大曲	85	女	

## 松浪コミセン・子どもの家「なみっこ」



## スタッフ募集!!



松浪コミュニティセンターは、地域の交流の場、地域活動の拠点として、会議室、調理室、和室、音楽室、フリースペースが配置され、同施設内に子どもの遊び場として子どもの家も配置されています。この度、下記内容にて事務員の募集をいたします！

## 業務内容

コミセン及び子どもの家における、利用者の予約受付と一般受付などの事務、各階の案内、簡単な清掃、照明、空調、ガス、戸締まりなどの安全管理等、茅ヶ崎市立図書館の配本所の業務（貸出、返却の受付）

## 資 格

- (1) 年齢が満20歳（男・女共）以上の方
- (2) 松浪地区にお住まいの方
- (3) 業務に積極的に取り組み、健康で意欲のある方
- (4) 地域の活動やボランティア活動に理解のある方
- (5) パソコン、プリンター等の操作ができる方
- (6) 幅広い年齢層の利用者とコミュニケーションがとれる方

## 時 給

茅ヶ崎市臨時職員給与規定による（時給1,000円） ※有給休暇あり

## 募集人員

7～8名程度

## 勤務時間

昼間勤務 8:30～17:00（7.5時間）  
夜間勤務（原則男性） 16:30～21:00（4.5時間）  
（7月～9月は21:30まで）

※上記の時間帯、土日祝日も交代で勤務できる方  
※週20時間以内でシフトを組んで勤務（勤務日数は月12～14日程度）

## 勤 務 地

松浪コミュニティセンター（茅ヶ崎市常盤町2番2号）

## 雇用期間

雇用契約は原則1年間（更新あり、ただし最長5年以内）  
勤務は令和元年11月より

## 休 館 日

月曜日（ただし、月曜日が休日にあたるときはその翌日以降の直近の休日以外の日）、年末年始

## 審査方法

- 一次審査；書類選考（9月下旬）
- 二次審査；面接審査（10月上旬）

## 申込方法

- 市販の履歴書に応募の動機（400字以内）を添え提出ください。
- 松浪コミュニティセンターに持参するか、郵送してください。
- 郵送先；〒253-0032 茅ヶ崎市常盤町2番2号  
松浪地区まちぢから協議会（松浪コミュニティセンター内） 宛  
TEL 0467-87-8855

## 締 切 日

令和元年9月25日（水）

# 松浪コミュニティセンター開館5周年記念式典次第

## 一、開式の言葉

松浪地区まちぢから協議会 副会長 末松 一豊

## 一、記念演奏

## 一、主催者代表挨拶

松浪地区まちぢから協議会 会長 植松 伸擴

## 一、来賓祝辞

一、茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

一、茅ヶ崎市教育長 竹内 清 様

一、茅ヶ崎市議会議員 水島 誠司 様

一、神奈川県議会議員 様

一、茅ヶ崎市地域集会施設連絡協議会

会長 亀山 計次 様

## 一、来賓紹介

一、松浪コミュニティセンター五年のあゆみ

## 一、閉式の言葉、

松浪地区まちぢから協議会 副会長 前田 積

松浪コミュニティセンター

開館五周年記念式典のご案内

拝啓

残暑厳しき折、皆様には、益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。

日頃より松浪コミュニティセンターの管理運営に對してご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます

さて私共松浪コミュニティセンターは平成二十七年四月一日に開館し、本年無事に五年目を迎えることが出来ました。

これもひとえに皆様のお力添えのお蔭と感謝申し上げます。つきましては左記の日時で開館五周年記念式典を開催する事に致しました。

皆様にはご多用中の所、誠に恐れ入りますが、御出席をお願い申し上げます。

記

日時： 令和元年十月六日 九時より  
場所： 松浪コミュニティセンター二階ホール

なお当日は初めてのコミセンまつりも予定しております

草々

令和元年九月吉日

茅ヶ崎市常盤町二ノ二

松浪地区まちぢから協議会

会長 植松 伸擴

松浪コミュニティセンター開館5周年記念式典・御招待者名簿

1. 行政側ご招待予定者

① 茅ヶ崎市 市長	佐藤 光 様
② 茅ヶ崎市 副市長	塩崎 威 様
③ 茅ヶ崎市 副市長	岸 宏司 様
④ 茅ヶ崎市 教育長	竹内 清 様
⑤ 茅ヶ崎市 理事兼総務部 部長	秋津 伸一 様
⑥ 福祉部 部長兼福祉事務所 所長	熊澤 克彦 様
⑦ 教育推進部 部長	中山 早恵子 様
⑧ 市民自治推進課 課長	富田 雄也 様
⑨ 小和田公民館 担当課長	鈴木 俊也 様
⑩ 市民自治推進課 課長補佐	小松 浩幸 様
⑪ 市民自治推進課 課長補佐	伊藤 昌宏 様
⑫ 市民自治推進課 松浪地区担当職員	忠隈 厚志 様

2. 茅ヶ崎市地域集会施設連絡会ご招待予定者

① 浜須賀会館管理運営委員会	会長	青木 三郎 様
② 海岸地区コミセン管理運営委員会	会長	山田 敏夫 様
③ 小和田地区コミセン管理運営委員会	会長	島崎 久雄 様
④ 小出地区コミセン管理運営委員会	会長	矢野 福德 様
⑤ コミセン湘南管理運営委員会	会長	後藤 金蔵 様
⑥ 茅ヶ崎地区コミセン管理運営委員会	会長	横森 昭男 様
⑦ 南湖会館 管理運営委員会	会長	亀山 計次 様
⑧ 鶴嶺東地区コミセン管理運営委員会	会長	熊澤 繁雄 様
⑨ 鶴嶺西地区コミセン管理運営委員会	委員長	早川 正 様
⑩ 高砂コミセン管理運営委員会	会長	和田 高伸 様

3. 学校関係出席予定者

① 茅ヶ崎市立松浪中学校	校長	亀田 春彦 様
② 浜須賀中学校	校長	小林 美佐子 様
③ 松浪小学校	校長	平木 恵美 様
④ 緑が浜小学校	校長	西方 尚之 様
⑤ 汐見台小学校	校長	石井 久美 様
⑥ 学校法人平和学園	学園長	所澤 保孝 様

4. <sup>かながわけんぎかいぎいん</sup>神奈川県議会議員ご招待予定者

- ① <sup>ながた</sup>永田 てるじ 様
- ② <sup>ます せい</sup>榊 晴太郎 様
- ② <sup>けいこ</sup>くさか 景子 様

5. <sup>ちがさきしぎかいぎいん</sup>茅ヶ崎市議会議員ご招待予定者

- ① <sup>みずしま せいじ</sup>水島 誠司 様
- ① <sup>あべ ひでみつ</sup>阿部 英光 様
- ② <sup>みずもと さだひろ</sup>水本 定弘 様
- ③ <sup>ひろせ ただお</sup>広瀬 忠男 様
- ④ <sup>すぎもと けいこ</sup>杉本 啓子 様

6. 松浪コミセン関係者ご招待予定者

- ① 松浪コミュニテイセンター前館長

<sup>まさしま たつお</sup>牧島 達夫 様



## 新たな地域コミュニティの取り組みについての本市の考え方について

少子高齢化の進行や生活様式の変化に伴う地域への愛着や帰属意識の希薄化、地域課題の多様化といった社会的背景を踏まえ、茅ヶ崎市では平成24年度より新たな地域コミュニティの取り組みを進めてきました。

この取り組みは、地域にある様々な目的や得意分野を持った団体、地域で生活する子どもから高齢者まで幅広い世代の全住民の声等から、互いの特徴や能力を生かし、それぞれの足りない部分を補いながら協力し合って「地域の力」を十分に発揮し地域で情報を共有し、課題の解決に取り組んでいただくことを目的としています。

モデル事業の実施、制度の本格施行を経て、現在市内13の地区自治会連合会の区域のうち、12地区において「まちぢから協議会」が設立されました。各協議会では、地域の特色に合わせた様々な地域課題に関する話し合いや事業が展開されております。

協議会は、地域住民の皆さんが関わることができ、地域全体のまちづくりに取り組む、地域における総合性を持った組織です。協議会を中心とした新たな地域コミュニティの取り組みを推進するためには、協議会が地域住民の声を反映する組織として継続的に活動することが重要です。そのため、市として協議会の活動を支援することの義務付けを行うため、平成27年9月に「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例」を制定しました。

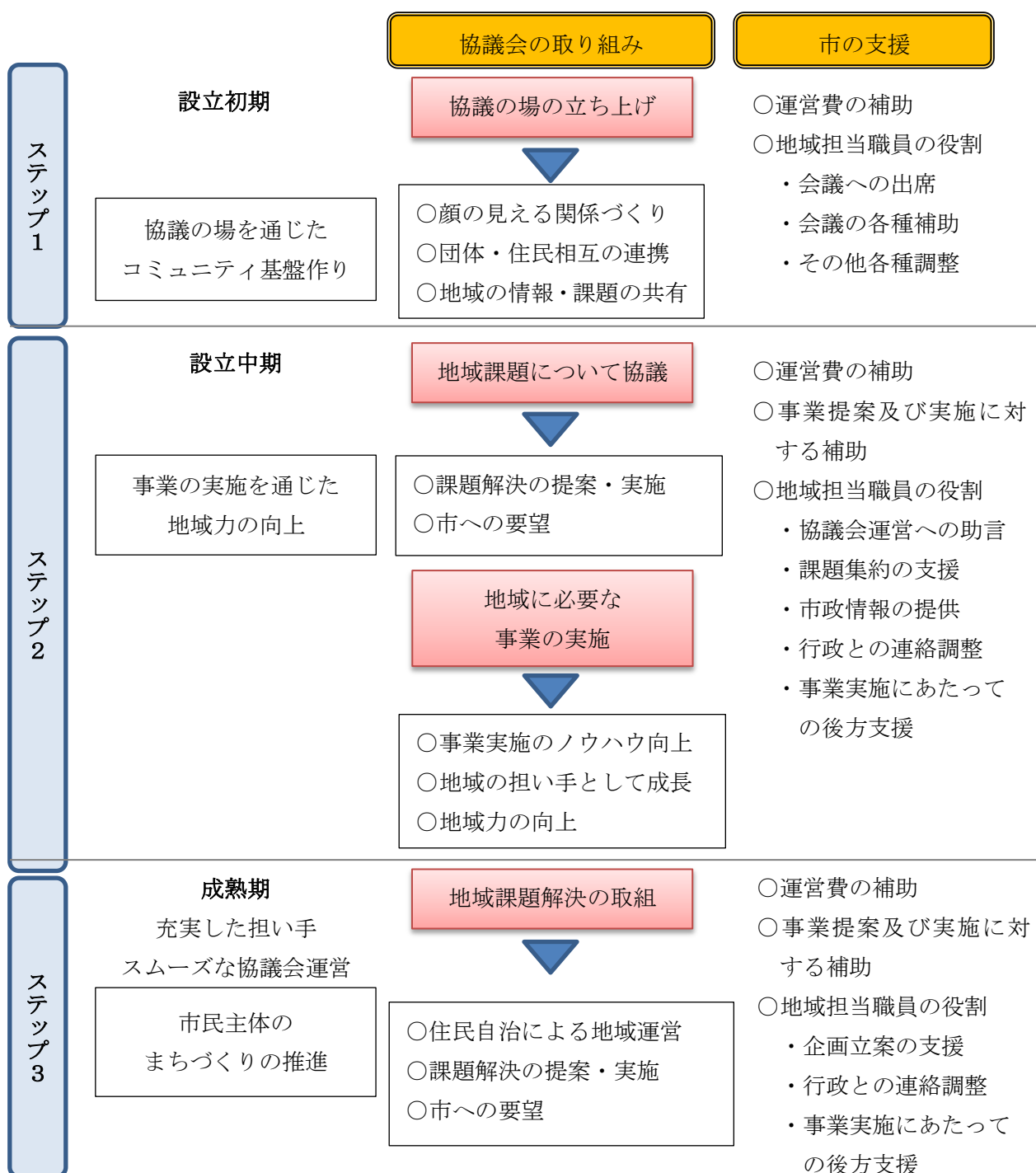
「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例」の運用については、地域において公益（不特定かつ多数の人たちの利益）の増進のために活動するコミュニティの認定に関する事項や、コミュニティによる地域での活動を促進するために必要な事項を定め、地域社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

条例のポイントとしては、市長がコミュニティを認定すること、認定を受けたコミュニティに対して市長が財政的支援をすること等となっています。

## 協議会の取り組みと市の支援内容について

新たな地域コミュニティの取り組みについては、設立当初（協議の場を通じたコミュニティ基盤作り）、設立中期（事業の実施を通じた地域力の向上）、成熟期（市民主体のまちづくりの推進）といった段階を踏んで発展していくものと考えております。地域での活動が発展することに伴い、市の支援内容や役割も変化し、より地域の自主的活動が推進され、地域力の向上につながるよう努めてまいります。

また、各ステップの取り組み状況を検証し、次なる段階に発展するなど、取り組み全体の不断の見直しを行います。



茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例において、本市では、認定コミュニティが公益を増進するために活動する上で必要な支援として、財政的支援と地域担当職員等を介して行う助言や情報提供等の支援を定めております。

平成24年にモデル事業を実施、平成28年に条例が本格施行され、改めて考え方について確認すると共に、より良い制度となるよう現行の支援のあり方について意見交換をさせていただくものです。

#### ①市の支援のあり方（人的支援）

各地区まちぢから協議会と担当職員との関わり方

→各まちぢから協議会の規約において、「事務局」および「事務局の所掌事務」について定めていただいております。（多くの地区では、①会議への出席、②会議の開催通知の作成及び送付、③会議の資料の作成、④会議の議事録の作成、⑤会計事務に伴う資料の作成、⑥市や関係団体との連絡調整、⑦協議会に寄せられた意見等の取りまとめ、⑧協議会活動に関する広報活動、⑨その他必要な事項）

先にお示ししたとおり、活動の発展に伴い市の支援内容や役割についても変化していくものと考えております。市では最終的には【ステップ3】にある「市民主体のまちづくりの推進」のため「住民自治の推進」が重要だと考えており、現在ある事務局規定を活用し、地域によるまちぢから協議会の自主運営体制をつくっていただきたいと考えております。地域の自主的な活動が推進され、地域力の向上につながる支援となるよう、まちぢから協議会の事務局、市職員の関わり方（会議・事業への出席、地区総括制度、資料の作成等）等の現状及び職員の支援のあり方についてお伺いいたします。

#### ②市の支援のあり方（事務局機能）

地域集会施設や公共施設の活用

→①でお伺いした状況を踏まえ、まちぢから協議会における事務局機能のあり方について情報交換させていただきたいと思っております。

現在地域には、地域集会施設（コミュニティセンター）が整備されており、地域のみならずにも地域の中心的な施設として認知されているところです。地域の誰もが参加でき、地域の総合性を持った組織としてまちぢから協議会が地域の拠点として地域集会施設を活用することがふさわしいと考えます。

そのうえで、地域の総合性を持った組織である「まちぢから協議会」と、地域の拠点と施設の管理運営を行い、各種事業を実施してきた地域の歴史や伝統、施設管理や事業運営のノウハウを持っている「地域集会施設」という、地域における車の両輪の関係にある「まちぢから協議会」と「地域集会施設」がさらなる連携、協力することにより、「地域力」の更なる向上が図れると考えます。

また、現在地域集会施設の指定管理者については、「茅ヶ崎市地域集会施設指定管理者管理運営の基準」において次のとおり定め、まちぢから協議会に対する支援を努力義務を規定している。

## 2 業務内容及び水準

### (5) その他業務

イ 認定コミュニティ（茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条の規定により市長の認定を受けたコミュニティ）の活動支援等

施設の設置趣旨をふまえ、認定コミュニティが行う公益を増進するための活動を、施設運営に支障のない範囲で支援することとします。また、地域において公益的な活動を行う各種団体の活動についても、施設運営に支障のない範囲で支援するよう努めることとします。

(ア) 会議室等、活動拠点の提供

(イ) 施設内でのチラシ配架や自治会と連携した情報の発信

(ウ) その他、地域住民の自主的活動の推進に関し必要となる活動支援業務

（「茅ヶ崎市地域集会施設指定管理者管理運営の基準」より抜粋）

現在の「まちぢから協議会」の取り組みについて、事務員を雇用している「地域集会施設」が支援する。すなわち、書類や問合せの応対、取次ぎ支援や通知発送の支援等の事務局的な機能を担うことにより、地域力の更なる向上、「まちぢから協議会」の更なる発展が望めると考えています。

地域の拠点機能及び事務局機能の考え方についてご意見をいただきたいと思います。

### ③市の支援のあり方（財政的支援）

→本市では認定コミュニティの組織が組織を運営し、協議の場を設けることに対する支援（運営費の補助／運営等助成金25万）と、地域課題を解決するための事業を展開するために必要な支援（事業提案及び実施に対する補助／特定事業助成金上限200万）を行っています。

活動当初は地域住民間の顔の見える関係づくりや住民相互の連携強化のためのイベントや祭り等により地域のネットワークの構築を行い、徐々に防災や高齢者対策等の地域課題に取り組むことが望ましいと考えます。

また、各地域団体はその目的に応じそれぞれで活動し、相互に情報交換、協力する。その検討後、地域全体で取り組むべき課題についてはまちぢから協議会で検討し、取り組むべきものと考えています。

現状の制度運用の中でこんなことできるといいな、事業をするうえでこの点を変えるとさらに地域力の向上につながる等お気づきの点等ありましたら教えてください。また、助成金の使途等（今後、増加するランニングコスト（保険料、通信費、ソフトウェアのライセンス料等の状況）、支出科目の整理・統合等）についてご意見等お伺いいたします。

令和元年8月21日

松浪地区まちぢから協議会

盆踊り模擬店

## 反省会のお知らせ

盆踊り大会・模擬店のお手伝いをいただき有難うございました。

ご参加いただいたボランティアの皆様との反省会を下記の通り開催致しますので、8月24日(土)まで に 運営委員の方は、参加人数をまとめて 佐々木委員に申告してください。

記

日時：8月31日(土) 18:00～

場所：松浪コミュニティセンター ホール1, 2

◎軽食を用意致します

運営委員の方は会場設営のため17:15には集合願います。